

1 任用

□ 概 説

1. 「任用」とは、任命権者が特定の人を特定の職につけることをいう。
2. 任用は、職員の職に欠員が生じた場合において、「採用」「昇任」「降任」または「転任」のいずれか一の方法により行う。例外的に「臨時的任用」の方法によることもある。
 - (1) 「採用」とは、現に職員でない者を職員の職に任命することをいう。
 - (2) 「昇任」とは、職員を現に有する地位より上位の職に任命することをいう。
 - (3) 「降任」とは、昇任の逆の場合をいう。
 - (4) 「転任」とは、職員を昇任及び降任以外の方法で他の職員の職に任命することをいう。
(昭27.12.4 自治庁行政部長通知)
3. 県費負担教職員の任命権者は、その給与を負担する都道府県の教育委員会である。
(地教行法第37条)
4. 県教育委員会は、市町村教育委員会の内申をまって、教職員の任免その他の進退を行うものとする。
(地教行法第38条)
5. 校長は、所属教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村教育委員会に申し出ることができる。
(地教行法第39条)

□ 参 考

<採用>

1. 教育公務員の採用は、任命権を有する教育委員会の教育長が行う選考による。
2. 教特法では、「採用」は、地公法でいう採用ばかりでなく、現に教育公務員でない者を教育公務員にすること、及び校長、教員、教育長、専門的教育職員のいずれかの職にある教育公務員が、他の職の教育公務員となることを含めている。従って、教員から校長になることは「採用」となり、教員から教頭になることは「昇任」となる。
3. 事務職員、学校栄養職員の採用については、一般公務員と同様である。

<欠格条項>

4. 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。(学校法第9条)
 - ①成年被後見人又は被保佐人
 - ②禁錮以上の刑に処せられた者
 - ③免許状取り上げの処分を受け、3年を経過しない者
 - ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
5. 事務職員、学校栄養職員については、地公法第16条による。

<条件附採用(条件附任用)>

6. 臨時的任用又は非常勤職員の任用を除き、職員の採用は、すべて条件附のものとし、その職員がその職において6月を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したとき正式採用となる。
(地公法第22条1項)